精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書

障害者基本法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本的理念を定めています。

また、障害者の権利に関する条約が批准され、共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を社会において推進することを目的とした、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成二十八年四月一日に施行されました。

障害者の自立や社会参加の促進のためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要不可欠です。このため、鉄道、バスを始めとする公共交通機関においては、運賃割引制度を設け、障害者の経済的負担の軽減を図っています。

しかし、その多くは、身体障害者及び知的障害者を適用対象とするものであって、精神障害者を対象とするものは極めて少なく、大きな格差が生じています。

よって、中央区議会は、国会及び政府に対し、公共交通機関の運賃割引制度について、交通事業者に対し、精神障害者も、身体障害者及び知的障害者と同様に適用対象とすることを働きかけるよう強く要請するものです。

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

平成二十八年十一月三十日

東京都中央区議会議長　押　田　まり子

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
あて